## 養護教諭としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方 (養護教諭2種免許状)

角	免許状の種類						
0	養護教諭2種免許状						
根	見拠規定 						
0	免許法別表第6						
取	双 得 方 法						

〇 養護助教諭免許状を有する方が、養護助教諭としての在職年数と必要な単位を修得し、養護教諭2種免許状を取得する方法は、〈表50〉のとおりです。

取得しようとする免許状					養 護 教 諭 2 種 免 許 状				
<b>367</b>	有することが必要な免許状				養 護 助 教 諭 免 許 状				
所	<b>在</b>	職	年	数	6年	7年	8年	9年	10年
貝1	器低修得単位数の合計 (7)+(4)+(ウ)+(エ)			30単位	25単位	2 0 単位	15単位	10単位	
選択	ス 科目 (注)の3参照 最低修得単位		i位数(ア)	6 単位	4 単位	3単位	2 単位	1 単位	
欄	科目	含め	ることが必要	な事項					
		衛生学・名む。)	公衆衛生学(予	防医学を含	]		)		
		学校保健 養護概説							
第		栄養学(1	食品学を含む。	)	7 声でにも	6事項にわたり (各1単位以上	5事項にわ たり 各1単位以 上	4事項以上各1単位以上	3事項以上各1単位以上
	養護に関する 科目	健康相談 動の方法	活動の理論・	健康相談活	7 事項にわ たり (各1単位以 上				
1130		解剖学・生	<b>上理学</b>						
		「微生物学	学、免疫学、薬	[理概論]					
		精神保健							
		看護学(関む。)	塩床実習及び救	気処置を含	J				
	最低修得単位数(イ)			1 4 単位	1 2 単位	10単位	8単位	5 単位	
	教育の基礎 的理解に関		&及び教員の役 ム学校運営へ		2 単位以上 1 事項以上 2 単位以上 (注) の7参照	2単位以上			
第		営的事項	する社会的、制 (学校と地域と への対応を含む	:の連携及び					
3欄		教育の理念 及び思想	念並びに教育に	関する歴史		→1 事項以上 2 単位以上 (注) の 7 参照			
1949	する科目	び学習のi							
			爰を必要とする こ対する理解	幼児、児童	必須ではない (注) の8参照	必須ではない (注) の8参照	左の事項 から選択	左の事項 から選択	左の事項から選択
		リキュラム	の意義及び編成 ム・マネジメン	トを含む。)					
	道的時容別 後習の 大き できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	道徳、総合 的な探究の する内容	合的な学習の時 の時間並びに特	F間及び総合 F別活動に関	1事項以上 2単位以上	1 事項以上 2 単位以上 1 事項以上 1 単位以上			
第 4			去及び技術(情 用を含む。)	<b>青報機器及び</b>	J				
欄		生徒指導の	の理論及び方法	=	1事項以上				
	7 917 1		(カウンセリン 知識を含む。)		2単位以上				
$\overline{\ }$		最低修得単位数(ウ)				7 単位	6 単位	4 単位	3 単位
第 6	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数(エ)				2 単位	2 単位	1 単位	1 単位	1 単位

- (注) 1 在職年数は、養護助教諭免許状を取得した後の養護助教諭での実務に限ります。
  - 2 修得単位は、養護助教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
  - 3 「選択科目」は、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
  - 4 「 」書きの科目は、いずれか1以上の科目にわたって修得してください。
  - 5 "・"で結ばれた科目は、必ず両方の内容を含んだ科目を修得するか、別々の科目を修得してください。
  - 6 (・・・を含む。) 内に書かれている内容は、すべて修得してください。
  - 7 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
  - 8 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位の修得にあっては必須ではありませんが、修得することが望ましい。なお、修得した場合は第3欄の単位として含めることができます。